いのちと健康ニュース　NO. 25

1992年10月　1日
愛知働くもののいのちと健康を守るセンター
名古屋市中区平和二丁目2番3号
高齢者労働会館5F　TEL FAX　052-322-0406
編集発行責任者　中原　東四郎

愛知労働問題研究所設立5周年記念

『日本・ドイツ労働問題共同セミナー』開催される

延べ、約160名が聴講・討論参加

(9/20～21　名古屋大学医学部付属病院「鶴友会館」にて)

愛知労働問題研究所とドイツのブレーメン大学付属労働・政治アカデミーが主催したもので、第1日は約 100名 、第2日は約 60 名が参加しました。

ドイツ側からは、ヴァースナー・ブレーメン大学教授、ミューラー・ブレーメン大学教授、ヘーゼラー博士・ブレーメン大学、ブラウアー研究員・労働政治アカデミーの4名の方々で、日本側からは、大木一訓・日本福祉大学教授、山田信也・名古屋大学教授、猿田正機・中京大学教授、長沢孝司・日本福祉大学教授、浅生卯一・愛知労働問題研究所所員、佐々木昭三・愛知労働問題研究所・ドイツ労働と生活調査団事務局長、欧野雅知・通訳・欧日問題研究者ら7名が出席しました。

昨年11月、愛知労問研は、学者や新日鉄などの大企業労働者らでつくる「ドイツ労働と生活」調査団を派遣。フォルクスワーゲンの工場見学や労働・政治アカデミーでの報告、討論などで時短先進国・ドイツから学びました。

今回は、日本で労働運動のあり方や労使関係、トヨタイズムなどについて報告、論議しました。

第1日は、大木所長から「ドイツから学ぶだけでなく連帯の活動を発展させる時」と挨拶がありました。

ブレーメン大学のヴァースナー教授が「ドイツと日本の労使関係」と題して報告しました。　このなかで、戦前のドイツの労働運動は、政党別に分裂していたため「ファシズムの台頭に無力で抵抗できなかった」と指摘。この反省から戦後は、ドイツ労働組合総同盟（DGB）はあらゆる信条の労働者を組合に受け入れた（政党から独立した）統一のナショナルセンターとなったと強調しました。

↗また、日本にないドイツ独特の従業員評議会（法律で設置が決められている企業内の労使協議・交渉機関）が労働者の権利を守っている役割を報告しました。

質疑で同教授は、「ドイツの経営者は、ドイツの労働者の賃金と労働条件は高すぎる。ドイツより低い日本のようにやりたいといっている。しかし労働組合が反対しているので日本化は成功していない」と回答しました。

第２日は、労働運動や、労働条件、労資関係をめぐってディスカッションをおこないました。

愛知県はトヨタ自動車の本拠地で、トヨタがドイツをはじめ世界の企業と労働者を脅かしているだけに、トヨタイズムについて重点的に報告、討論。

中京大学の猿田正機助教授は、トヨタの生産方式（ジャスト・イン・タイム＝カンバン方式）と、これをささえる長時間・過密労働、労資一体の「連合」労組の実態など、トヨタイズムについて報告しました。

ブレーメン大学付属労働・政治アカデミーのブラウワー研究員は、ドイツで 200万人もの失業者がでていること、ドイツ金属労組（ＩＧメタル）が雇用拡大のために時短闘争にとりくんできたことを報告しました。

しかし、自動車企業の国際的競争のもとで、メルセデス・ベンツなどで労働者が大量解雇されていると指摘。

「日本との競争のためにドイツの企業はトヨタ生産方式を取り入れている。しかし、私は日本にきて、トヨタ生産方式は労働者を吸い尽くしていると思った。もう限界に行き着いている」と強調しました。

ディスカッションでドイツ側から「日本の労働者は何故このような厳しい労働に耐えているのか」との疑問がだされました。

トヨタの元町工場の労働者は「残業と交替手当が賃金の30%以上を占めている。ローンや子どもの学費を考えると働かざるをえない」と、低賃金が時間短縮の妨げになっていると話しました。

（セミナーの「報告資料」が入用の方はお申し出ください。事務局）

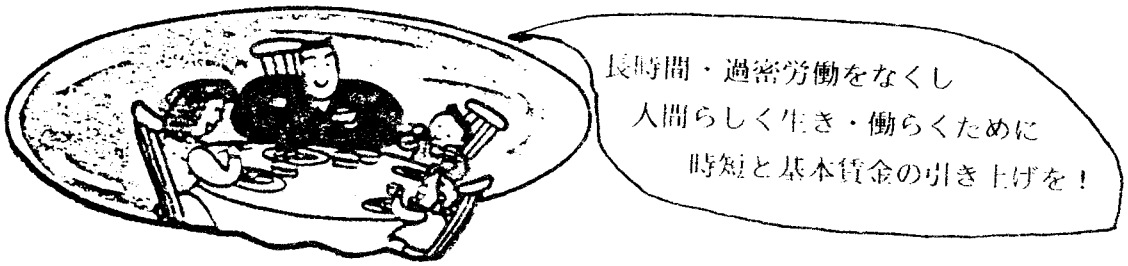

１０月１日～７日　全国労働衛生週間

みんなでつくろう！　ゆとり・健康・快適職場

「みんなでつくろう！　ゆとり・健康・快適職場」をスローガンに全国労働衛生週間が１０月１日から始まります。

事業所の労働衛生管理活動の促進などを目的に、1950年に第1回が、実施されて以来、今年で43回目となります。

職業性疾病の発生状況は、'79 年には年間２万人をこえていましたが、その後、統計的には減少してきました。

しかし、昨年は３年ぶりに増加（4.7%増）となり、11.951人を数えました。多くは負傷を原因とするものですが、じん肺、化学物質によるガンなど重度の健康障害も少なくありません。

また、過労による突然死も深刻です。過労死 110番に寄せられた相談は4 年間に3000件。その半数が死亡のケースです。

しかし、労災認定件数は、年間30件程度にすぎません。厚生省の調査でも、30才から64才の壮年期に死亡する人の８人に１人は突然死と報告されています。

こうした事態に労働省では、突然死の主な原因である脳・心疾患の早期発見へ、来年度から企業内健康診断の方法などについての検討を始めるほか、産業医への研修や情報提供を行なう「産業保健センター（仮称）」の設置も行なう方針です。

健康で働き続けるのは、労働者や家族、みんなの願いです。労働衛生週間を機に、安全で働きやすい職場づくりをすすめるとともに、残業や休日出勤など日頃の働き方を見直してみましょう。

疾病分類別業務上疾病者数（９１年）

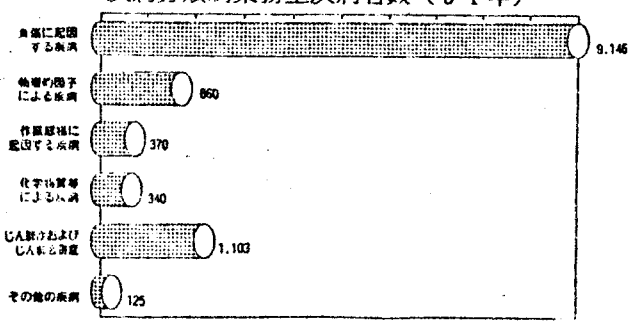

資料「労働衛生のしおり」(労働省労働基準局編)

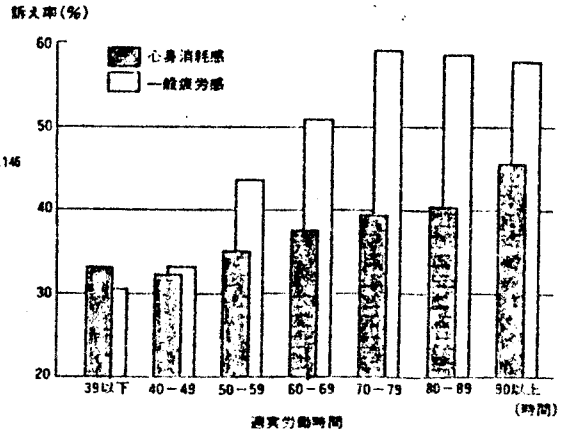

週実労働時間と疲労の訴え率

情　報

労働省が'93年度から7ヶ年計画で実施

過労死予防へ産業保健センター設置

来年度、23億円予算で県センターを6ヶ所、地域センターを 50ヶ所

サラリーマンの過労死が社会問題化してきたことから、労働省は8/24、主な死因である脳・心疾患の兆候を早期発見するため、来年度から企業内健康診断の方法や項目について検討を始めるほか、ストレスを訴える労働者の心の健康相談にのったり従業員の健康管理に携わる産業医を支援したりする「産業保健センター」を設置する方針を決めた。　　(8/25付　「朝日」報道から転載)

全労連・秋季年末闘争方針を決定（9/17～18）

労基法改正・労働時間短縮のたたかいを推進

全労連は、労基法抜本改正を要求して、年内に予想されている中央労働基準審議会にむけて、国民的運動を攻勢的に展開します。

「人間回復署名」については、署名用紙の全文に「労基法を改正すること」の旨を明確にした補強をし、中央基準審議会の答申をにらみ、12月上旬まで引き続きとりくみます。そのために、署名運動を単産・地方組織が一体になってもりあげるための単産の意志統一の場をつくり推進をはかります。

11月22日～29日を時短・労基法抜本改正要求をふくめ秋年闘争の「行動集中強化」の週とし、署名推進、過労死と長時間労働、タダ働きをなくすための残業規制、時間外労働の割り増し率の引き上げ、36協定の見直しなどのとりくみを職場・地域からつよめます。

「いのちと健康を守る全国センター」を年内に設立するため、関係団体・専門化と協力してとりくみをすすめます。「労災・職業病交流集会」に協賛しその成功のためとりくみます。　　(全労連・秋季年末方針から抜粋)

お知らせ

『地方でいのちと健康を守るとりくみを育てるための交流会』

日時：11月14日（土）～15日（日）

場所：犬山市　『臨　江　館』

講師：山田信也（名古屋大学教授）・上畑鉄之丞（国立公衆衛生院疫学部）

参加費：12,000円